

「バイステックの7原則」を確認する

＝援助関係の原則＝

(2011年12月29日掲載)

- ・ F. P. バイステックは、1957年に『ケースワークの原則』(The Casework Relationship)を著した。
- ・ ケースワークにおける援助関係を体系的に紹介し、専門職としての援助関係の原則を確立した。下記にも掲載しているが、「援助関係はケースワークの魂(soul)である」と述べている。ブトゥリムは、『ソーシャルワークとは何か』において、ソーシャルワークに不可欠な価値は、「人間尊重」「人間の社会性」「変化の可能性」の3つに基本的な前提から生じていると述べ、そのうえで「中範囲の原則」としてバイステックの原則を捉え、「古くからの真理」であると紹介している。
- ・ 3 福祉士国家試験において、以下の引用文の理解が大きな助けになると思う。また、いつの日か原文(日本語訳で可)を読んでもらいたいと思う。

項目	バイステックの「ケースワークの原則」(日本語訳)からの引用
原則 1:「個別化の原則」	<p>「クライアントを個人として捉える」</p> <p>クライアントを個人として捉えることは、一人ひとりのクライアントがそれぞれに異なる独特な性質を持っていると認め、それを理解することである。また、クライアント一人ひとりがより良く適応できるよう援助する際に、援助の原則と方法とを区別して適切に使い分けることである。このような考え方は、人は一人の個人として認められるべきであり、クライアントは「不特定多数のなかの一人」としてではなく、独自性を持つ「特定の一人の人間」として対応されるべきであるという人間の権利に基づいた援助原則である。</p> <p>■ケースワーカーの態度や能力を身につける前の前提条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①偏見や先入観から自由になること ②人間行動に関する知識(医学、心理学、精神医学、社会学、哲学など) ③クライアントの話を聴く能力とクライアントを観る能力 ④クライアントのペースで動く能力 ⑤人びとの感情の中に入って行く能力 ⑥バランスのとれたものの見方を持ちつづける能力 <p>■クライアントを個人として捉える方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①きめ細かく配慮すること ②面接環境に配慮すること(秘密を保持できる面接環境など) ③面接時間を守ること

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

	<p>④面接の準備をすること(ケース記録を事前に読み直す時間をとるなど)</p> <p>⑤クライアントを活用すること(クライアントの持っている能力を活用するなど)</p> <p>⑥柔軟であること(援助目的には柔軟修正が必要であるなど)</p>
原則 2:「意図的な感情表出の原則」	<p>「クライアントの感情表現を大切にする」</p> <p>クライアントの感情表現を大切にすることは、クライアントが彼の感情を、とりわけ否定的感情を自由に表現したいというニーズを持っていると、きちんと認識することである。ケースワーカーは、彼らの感情表現を妨げたり、非難するのではなく、彼らの感情表現に援助という目的を持って耳を傾ける必要がある。そして、援助を進める上で有効であると判断するときには、彼らの感情表出を積極的に刺激したり、表現を励ますことが必要である。</p>
原則 3:「統制された情緒関与の原則」	<p>「援助者は自分の感情を自覚して吟味する」</p> <p>ケースワーカーが自分の感情を自覚して吟味することは、まずはクライアントの感情に対する感受性を持ち、クライアントの感情を理解することである。そして、ケースワーカーが援助をいう目的を意識しながら、クライアントの感情に、適切な形で反応することである。</p>
原則 4:「受容の原則」	<p>「受け止める」</p> <p>援助における一つの原則である。クライアントを受け止めるという態度ないし行動は、ケースワーカーが、クライアントの人間としての尊厳と価値を尊重しながら、彼の健康さと弱さ、また好感を持てる態度と持てない態度、肯定的感情と否定的感情、あるいは建設的な態度および行動と破壊的な態度および行動などを含め、クライアントを現在のありのままの姿で感知し、クライアントの全体に係わることである。しかし、それはクライアントの逸脱した態度や行動を許容あるいは容認することではない。つまり、受け止めるべき対象は、「好ましいもの」(the good)などの価値ではなく、「真なるもの」(the real)であり、ありのままの現実である。</p> <p>受け止めるという原則の目的は、援助の遂行を助けることである。つまりこの原則は、ケースワーカーがクライアントをありのままの姿で理解し、援助の効果を高め、さらにクライアントが不健康な防衛から自由になるのを助けるものである。このような援助を通して、クライアントは安全感を確保しはじめ、彼自身を表現したり、自ら自分のありのままの姿を見つめたりできるようになる。また、いっそう現実に即したやり方で、彼の問題や彼自身に対処することができるようになる。</p> <p>■「受け止める」上で障害となるもの</p> <p>①人間行動に関する十分な知識を持たないこと</p> <p>②ケースワーカーが自己を受け止められないこと</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ③自分の感情の責任をクライアントに転嫁すること ④偏見と先入観に支配されること ⑤口先だけで励ますこと ⑥受け止めることと許容することを混同すること ⑦クライアントに対する敬意を失うこと ⑧クライアントに過剰同一視すること
<p>原則 5:「非審判的態度の原則」</p>	<p>「クライアントを一方的に非難しない」</p> <p>クライアントを一方的に非難しない態度は、ケースワークにおける援助関係を形成する上で必要な一つの態度である。この態度は以下のいくつかの確信に基づいている。すなわち、ケースワーカーは、クライアントに罪があるのかないのか、あるいはクライアントが持っている問題やニーズに対してクライアントにどのくらい責任があるのかなどを判断すべきではない。しかし、われわれはクライアントの態度や行動をあるいは彼がもっている判断基準を、多面的に評価する必要はある。また、クライアントを一時的に非難しない態度には、ワーカーが内面で考えたり感じたりしていることが反映され、それらはクライアントに自然に伝わるものである。</p>
<p>原則 6:「自己決定の原則」</p>	<p>「クライアントの自己決定を促して尊重する」</p> <p>クライアントの自己決定を促して尊重するという原則は、ケースワーカーが、クライアントの自ら選択し決定する自由と権利そしてニーズを、具体的に認識することである。また、ケースワーカーはこの権利を尊重し、そのニーズを認めるために、クライアントが利用することのできる適切な資源を地域社会や彼自身のなかに発見して活用するよう援助する責務を持っている。さらにケースワーカーは、クライアントが彼自身の潜在的な自己決定能力を自ら活性化するように刺激し、援助する責務も持っている。しかし、自己決定というクライアントの権利は、クライアントの積極的かつ建設的決定を行う能力の程度によって、また市民法・道徳法によって、さらに社会福祉機関の機能によって、制限を加えられることがある。</p> <p>■ケースワーカーの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ①クライアントが彼の問題やニーズを明確に、そして見通しを持ってみることであり、援助すること ②クライアントが地域社会に存在する適切な資源を知っているように援助すること ③休止状態にあるクライアント自身の持つ資源を活性化する刺激を導入すること ④援助関係を、クライアントが成長し、問題を克服するための環境とすること <p>■不適切なケースワーカーの行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ①問題を解決する主な責任をワーカーが取り、クライアントに従属的役割をとらせ

	<p>ること</p> <p>②クライアントが求めるサービスを無視して、クライアントの社会的、情緒的、生活の取るに足りない細部まで詮索すること</p> <p>③直接、間接にクライアントを操作・操縦すること</p> <p>④コントロールするような仕方です得すること</p>
<p>原則 7:「秘密保持の原則」</p>	<p>「秘密を保持して信頼感を醸成する」</p> <p>秘密を保持して信頼感を醸成するとは、クライアントが専門的援助関係のなかで打ち明ける秘密の情報を、ケースワーカーがきちんと保全することである。そのような秘密保持は、クライアントの基本的権利に基づくものである。つまり、それはケースワーカーの倫理的な義務であり、ケースワーク・サービスの効果を高める上で不可欠な要素でもある。しかし、クライアントの持つこの権利は必ずしも絶対的なものではない。なお、クライアントの秘密は同じ社会福祉機関や他機関の他の専門家にもしばしば共有されることがある。しかし、この場合でも、秘密を保持する義務はこれらのすべての専門家を拘束するものである。</p>
<p>『ケースワークの原則-要約-』の引用</p>	<p>ソーシャル・ケースワークは、さまざまな心理・社会的問題を持つ人びとを援助する一つの技法である。その援助技法には調査、診断、また治療の諸過程が含まれる。</p> <p>ケースワーカーは、援助を効果あるものとするために、人間行動や社会資源に関する適切な知識を持つことが求められている。また、ケースワーカーは、クライアントの内部にある能力や、外部にある適切な資源を見出して動員する技術を持つ必要もある。さらに、ケースワーカーは、とりわけ専門的な対人関係を形成する技術を獲得しなければならない。そのような援助関係を形成する能力が、ケースワーカーとクライアントとの間に生まれる態度や情緒をともなった力動的な相互作用の様態を規定することになるのである。</p> <p>援助関係はケースワークの魂(soul)である。また、援助関係は面接や調査さらに治療それぞれの過程に生命を与え、それらの過程を建設的かつ温かな人間としての体験に育てる活力(spirit)でもある。あるいは援助関係は、人間がだれでも尊厳と価値を持つ存在であると認識する真の民主主義が持つ哲学を体現する臨床行為にケースワークを育てていくものでもある。さらに、援助関係は、ケースワーカー自身をさまざまな要素を完備した人間として成長させるものであり、クライアントの持つニーズを総合的に捉えることができるよう導いてくれるものでもある。したがって、援助関係は、ケースワークを真に専門的なサービスに発展させるものである。</p> <p>クライアントは、一つないしそれ以上の明白なニーズ(これらのニーズはときに「提出され</p>

る問題」(the presenting problem)と呼ばれる)をもって社会福祉機関を訪れる。そして、クライアントはインテーク面接のなかで、彼のニーズや問題をさまざまな形で表現する。だが、ここで表現されたニーズは彼の持っているニーズの一部あるいは断片に過ぎない。

すべての人間は共通の基本的ニーズを持っている。それらは身体的、情緒的、知的、社会的、そして精神的な欲求である。ただし、困難を抱えるクライアントにとって、人間に共通するこれらのニーズはいっそう痛切な欲求である。本書は、人は社会福祉機関に援助を求めるとき、人間に共通する情緒的・社会的ニーズを大変強く持つようになるという仮説を持って出発した。具体的にいえば、これらは、一人の個別的な人間としてもてなしてほしいというクライアントのニーズであり、感情を表現して伝えたいというニーズでもある。また、きちんと受け止めてほしいというニーズでもあり、一方的に非難・問責されたくないというニーズでもある。さらに、自分で決定を下したいというニーズでもあり、秘密は守りたいというニーズでもある。クライアントは、意識的にせよ無意識的にせよ、これらの基本的権利や欲求が侵害されること到大変敏感に反応する。したがって、ケースワーカーがこれらのニーズを強烈に意識することこそ、態度や感情をともなった力動的な相互作用をクライアントとの間に作り出す出発点なのである。

ケースワーカーとクライアントとの間に生まれる相互作用は、3つの方向性を持っている。第一の方向は、クライアントからケースワーカーに向けて発信される相互作用である。すなわち、クライアントは、自分が抱えている問題や弱さをケースワーカーに伝えて明らかにする。このときクライアントは、一人の個人としてではなく、「1ケース」として扱われるのではないかと、非難されたり叱責されるのではないかとという恐れを持っている。あるいは、彼が望まぬことを強制されはしないかと、秘密が暴かれはしないかという不安を持っている。

第二の方向は、ケースワーカーからクライアントに向けられる相互作用である。このとき、ケースワーカーはクライアントに感情移入するという基本的態度を示すことによって、またクライアントの人間としての基本的権利を尊重し、クライアントを人格を持つ一人の人間として受け止める用意があることを伝えることによって、クライアントの不安を緩和することができる。

再びクライアントからケースワーカーに対して相互作用が向けられる第3の方向において、クライアントはケースワーカーの示した態度に気づくようになり、そのことを、何らかの方法でケースワーカーに伝え返すようになる。

以上 3 つの相互作用の方向は、輪のように連結しているものであり、それぞれの初めと終わりはほとんど区別することはできない。実際、これら 3 つの方向は、概念上の区別に過ぎない。相互作用の 3 つの方向は、援助過程の全体を通して、互いに響きあうように関連しながら進むものである。

本書の後半の各章では、援助関係を形成する際の 7 原則をそれぞれに分けて論じた。しかし、これらの原則は、いずれもクライアントが強く求める基本的ニーズを重視する考えから生まれた原則であり、力動的な相互作用における 3 つの方向を内に含んだものである。

「クライアントを個人として捉える」という原則は、一人ひとりのクライアントが、遺伝や環境の因子に基づいた、あるいは人生経験に基づいた独自性を持った個人であるとして迎えられる権利とニーズを持っていることを、的確に認識し理解することである。「クライアントの感情表現を大切にす」とは、クライアントの抱える問題が、部分的ないし全体的に情緒的なものであるときに、クライアントがそのような感情を表現したいというニーズを持っていることをきちんと認識することである。

「援助者は自分の感情を自覚して吟味する」とは、クライアントが、彼の持つ感情に対してケースワーカーから適切な形で反応されたいというニーズを持っていることを認識し、理解することである。

また、「受け止める」とは、クライアントは生まれながらにして、それぞれに尊厳と価値を持っているという認識をケースワーカーが維持し、クライアントにこのようになってほしいと望むのではなく、クライアントを現実のあるがままの姿で把握し、接することを意味する。

「クライアントを一方向的に非難しない」とは、ケースワーカーが自分の役割を、クライアントを非難したり問責したりすることではなく、援助することであるときちんと自覚することである。

そして、「クライアントの自己決定を促して尊重する」とは、ケースワーカーが、クライアントは問題解決の方向などを自分で決める権利とニーズを持っていることをしっかりと認識することである。

さらに、「秘密を保持して信頼感を醸成する」とは、ケースワーカーが面接のなかで明らかにされる秘密の情報を適切に保持することである。

いずれの原則も互いに関連するものであり、概念として論じるという事情があるために分けて記述したに過ぎない。

筆者は、援助関係について行った議論全体を通して、一人ひとりのソーシャルワーカーが、成長して獲得すべき専門家としての高潔な理想を明確にしようとした。ケースワーカーはまず、しっかりと地に足をつけた現実主義者でなければならない。また同時に、見

通しの聞く目を持った理想主義者であることも求められる。現実主義者としてのケースワーカーは、クライアントの人生が持っている厳しい現実、またときには嫌悪の情を持つような醜い現実を、目をそらさずに見つめ理解し、そして援助するよう期待される。一方、理想主義者としてのケースワーカーは、ある場合には、自分がかけがえのない人間であるという信念を失ったクライアントの尊厳と価値を、具体的に発見し認識するよう期待されている。

理想主義者としてのケースワーカーは、個人の権利を守る闘士である。一方、現実主義者としてのケースワーカーは、個人の権利が他の人びとの権利や社会の共通の福祉によって制限を受けることを知っている。

また、ケースワーカーは、現実主義者として、困難に巻き込まれた人々の人生において情緒的な要因が大変重要であることを理解しているが、これに対して理想主義者としては、情緒的なニーズや問題がいかに重要であろうとも、それだけが人間の生活において考慮すべきもっとも重要な事柄ではないことも理解すべきである。ケースワーカーは、自分の基準や価値をクライアントに押し付けるのではなく、クライアントが自ら客観的に社会的・法的・道徳的境界のなかにとどまるよう、援助に努めるべきである。

ケースワーカーは、理想主義者としては、クライアント一人ひとりを天なる父の貴い幼子として捉えようとするが、現実主義者としては、クライアントが神の振る舞いとはまったく異なる態度や行動を示す現実も持っていることを知っている。ケースワーカーは、愛という動機をともなつて、助けを求めるときようだいを援助するために諸科学の知恵を使いこなす技能を獲得するよう努力しなければならない。すなわち、ケースワーカーは、小さな規模ではあるが、自らが神の摂理の道具となるよう願うのである。

F. P. バイステック、尾崎新他訳『ケースワークの原則(新訳版)』誠信書房、2003年